

第10回 門真市子ども・子育て会議 会議録

- ・日 時：平成27年1月19日（月）14：00～
- ・場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室
- ・出席者：合田 誠、須河内 貢、川西 利則、吉兼 和彦、山根 保、乾 明雄、
北川 絵美子、嶋岡 由紀、澤田 順一、東口 房正、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、
内藤 弘子、清水 光子、栗原 弓子、梶井 常和
- ・事務局：こども未来部…河合部長、大矢次長
学校教育部…満永総括参事
こども政策課…山課長、森参事、湯川課長補佐、山中上席主査、難波係員、山本係員
子育て支援課…三宅課長
保育幼稚園課…森田課長、花城課長補佐
- ・傍 聴：0名
- ・議 題：1.（仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2. その他

<開会>

（事務局挨拶及び資料確認）

（委員長挨拶）

【議題1 （仮称）門真市子ども・子育て支援事業計画（素案）について】

事務局： それでは議題1について、説明させていただきます。資料1、計画（素案）については、前回の会議でいただいたご意見や、庁内での審議において、修正を加えたものになります。計画の内容については、前回、ひととおり説明させていただいておりますので、変更点のみ説明させていただきます。また、資料3に前回から修正した内容を一覧にして掲載していますが、細かくなっていますので、主な修正部分のみ抜粋して説明させていただきます。全体像から説明をしますので、資料2をお願いいたします。基本施策について、2点修正をしています。

1点目は、基本目標1の基本施策2です。前回は、「幼・保・小の連携」としておりましたが、新制度では幼稚園、保育所に加えて認定こども園も大きな役割を担ってくることから、「就学前教育・保育施設及び小学校間の連携」に修正をしています。

2点目は、基本目標2の基本施策6、仕事と子育ての両立のための環境整備です。前回の資料では、基本施策6の主な取組施策の2つ目、「子育てしながら働き続けることができる環境整備」のみを、基本施策7として別に設けていましたが、1つの取組であり、基本施策6に包含される内容でしたので、基本施策7を削除し、基本施策6へ統合して整理しています。各基本施策の後ろに位置づけています、主な取組施策についても、記載順を一定整理し、比較的市民に関わりのあるものや基本施策の達成に関わり深いもの、

また、子どものライフステージの順番に変更させていただいています。基本理念については、後ほど説明をさせていただきます。

資料1をお願いします。庁内の意見等により変更した内容を説明いたします。幼稚園・保育所の順番が混在していましたので、国の幼児教育・保育の順番に合わせて、幼稚園・保育所とするなど、幼・保・小の順番に統一しています。認定こども園が入る場合は、幼稚園・保育所・認定こども園の順に記載しています。99 ページ以降の、第6章の名称につきまして、計画の進行管理となっていたものを、進行管理以外の国・府との連携も含まれていますので、計画の推進に変更しています。

資料編として、用語解説とこの会議の委員名簿を追加しております。委員名簿については、今年度変わられている委員もいますので、最終的には、前年度委員の名前も掲載させていただきます。

事務局で新たに追加した内容として、42 ページの基本理念があります。資料4をお願いします。基本理念として、「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」と考えています。基本理念の考え方としては、子どもは地域の宝であり、また、次代の親となり、我々の社会の未来を担っていく存在です。そのため、「こどもの未来」を重点的に捉え、門真市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、また何より子どもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという理念のもと、「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」を本計画の基本理念として掲げています。

資料5をお願いします。前回の会議で、委員の皆さんからいただいた意見に対する対応をまとめています。第3章の基本的な視点について、2点ご意見をいただいています。

1点目は、「社会全体で支援していくことが求められている理由として、親だけで子どもを育てられるものではないといった内容を加えてはどうか。」というご意見でしたが、計画書2ページの、計画策定の背景において、親を含む家庭を社会全体で支援する理由として、核家族化の進展などより、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化していることなどを記載しています。

2点目は、「親になるための教育を小学生ぐらいから始めたほうがよいのではないか。」というご意見でしたが、計画書52ページの「9、次代の親の育成」の中で、子どもが親になるための支援について記載しています。

第4章、基本目標1に関していただきました③と④の子どもの安全な通学路や遊び場に対する意見は、今後の参考にさせていただきたいと考えています。

基本目標2に関して、ご意見をいただいています⑤ひとり親家庭の割合については、事務局で確認をさせていただいて約20%と記載していたものが、18歳以上など成人のみのひとり親世帯を含む割合でしたので、施策の内容と整合を合わせるため、18歳未満の子どものいる母子及び父子家庭のひとり親家庭の割合である、約3.6%に修正させていただきます。この修正については、計画書63ページになりますが、本日反映できていませんので、この一覧表の資料をもって修正とさせていただきます。⑥仕事と子育ての両立のための環境整備の各取り組みについては、「企業との連携を強くすることが必要」というご意見をいただきました。これについては、65ページのそれぞれの「主な取組」にお

いて、企業など関係機関との連携を記載したうえで、実施に当たっては、連携に努めていきたいと考えています。

基本目標3についていただきました⑦保護者自身が困っていることや、希望を意見として出せるように、とのご意見ですが、これについては、計画書に改めて記載はしていませんが、計画の策定後も子ども・子育て会議や取り組みを実施する際のさまざまな機会を捉えまして、保護者の方のご意見を十分にお聞きしていきたいと考えています。⑧おじいちゃん、おばあちゃんの育児についても記載してはどうかというご意見です。計画書には、第一義的に関わる父母を中心とした記載内容としていますが、今後各取り組みを進めていく際に、時代の情勢も踏まえながら、祖父母による子育ても視野に入れたいと考えています。

第5章確保方策についていただきました。⑨一時預かりやショートステイについては、保護者のリフレッシュも含めて量を出していただければと思う、とのご意見については、アンケート調査の際にリフレッシュ等による利用も想定したうえでの、回答も含まれていると考えています。親の子育てを基本とするという視点を持ちつつ、特にショートステイについては、実施方法も含めて検討していきたいと考えております。

その他としていただいています、⑩の働いている保護者が孤立しないように、働いている、いないにかかわらず平等に整備することが必要、とのご意見については、新制度では就労の有無を問わず、すべての子育て家庭を支援することが謳われていますので、それを受けた計画内容としています。事業を、休日に利用できるようにといった詳細については、いただいた意見を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと考えています。⑪以降の、子育て家庭が地域に自ら出ていくことや、行政と施設の連携、家庭状況に応じた支援の必要性、保育の質の向上のための研修、支援を求められない人に情報が届く仕組みづくり、ショートステイ、トワイライトステイの実施先の情報提供については、今後の計画を推進し、実施していく際の参考にさせていただきたいと考えています。さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございました。説明は以上です。

委員長：ありがとうございました。事務局の説明では、前回の会議の中で議論になりました内容の修正等を行ったということで施策のバランスや、計画全体の表現などを再度見直すということでした。今回が、審議としては最後の機会となりますので、事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

内藤委員：第4章の⑤です。ひとり親家庭の占める割合についてのところですが、全体のというのは、ひとり親家庭ではあるけれども、18歳以上の子どももいるひとり親家庭の20パーセントということで、全体の意味は、以前私が思っていたものと違うようです。3.6パーセントということですが、この会議で申し上げていました22年度の35.9パーセントという数字が、どうも一桁違っていたという返事を先日いただきまして、慌てているところですが、私の中では、実際の数字というのは、施策の方向など非常に大きな問題なので、私の認識が違っていたのであれば、本日が最後の会議なので、36と3.6は非常に大きな違いがありますし、施策を進めるうえでも非常に大きな違いがあると思いますので、発言した人間として、お詫びして訂正しないといけません。なので、そのようなことを何日か前に言われて、全体という意味が私の認識と違っていたということ

を、この場で発言させていただきました。

委員長：前回の会議で、内藤委員からひとり親の割合ということで、35.9 パーセントとおっしゃっていたということに対して、この場で説明されますか。

事務局：後で個別に説明をさせていただくようにさせていただきます。

委員長：この会議が終わってからでも、事務局から単位のことになるとは思いますが、改めて説明があるということですか。他にありますか。

邨橋委員：施策体系図の家庭での子育ての視点の基本施策6ですが、仕事と子育ての両立のための環境整備となっていますが、この制度が子育て支援が前提なので、順序が逆ではないですか。基本施策7から統合したところでは、子育てしながら働き続けること、とされているのに、労働が先にきているというのはおかしいと思います。子育てしながら働き続けること、というのを逆にしたほうがよいと思いますがどうですか。

事務局：ご指摘の点を踏まえまして、訂正する方向とさせていただきます。

邨橋委員：50 ページのところですが、一番下の共通カリキュラムの作成です。教育委員会の中では、一貫教育ということで幼・保・小・中の一貫カリキュラムの研究会を行っています。その感覚からすると、共通カリキュラムといわれると私たちは、一貫教育カリキュラムとして認識してしまいますので、これは、乳幼児の基本カリキュラムだったと思いますが、そこをわかるように、就学前のカリキュラムです、というような形にさせていただくとありがたいです。

委員長：50 ページの施策の方向性で、共通のカリキュラムによる教育・保育ということですが、カリキュラムの共通性ということで、取り違いをされるのではないかとということですが。

事務局：ご指摘の点を踏まえまして、わかりやすい表現に修正を加えさせていただきます。

邨橋委員：17 ページです。子育て支援事業の実施状況の私立幼稚園のところですが、例えば園開放を各園されていたり、あるいは、大阪府の補助金制度を利用してカウンセラーが各園に来ていて子育て相談を受けていたり、図書の貸出など、図書室の開放事業をされている園があります。そのことは、こちらのほうに入らないのかということですか。続いて、19 ページの延長保育です。長いところでは、最長 11 時間されているところがあります。これは、保育園とほぼ同じ事業になっていますのですが、こちらには含まれないのかと思いました。

委員長：邨橋委員から 2 点ありましたが、17 ページの子育て支援事業の実施状況の中で、表記されているのは公立の取り組みが中心となり、私立のほうもさまざまな取り組みをしているということで、まずこのあたりのことについて事務局よろしいでしょうか。

事務局：掲載の内容については、国の定義にあった事業の内容について記載しています。子育て支援事業についても、市として同様の事業と位置づけているものに関しては、掲載させていただいています。委員ご指摘の内容についても含めて、その他の個別事業については掲載する予定にはしていません。

委員長：国ベースの表記に準じて、記載しているということですか。その他については、入れる予定はありません、ということですか。2 点目、19 ページの延長のことについてですが、この点はよろしいでしょうか。

事務局：先ほどの説明と同一の内容になりますが、国の定義にあった事業の記載となっています

ので、よろしくお願いします。

邨橋委員：19ページの延長保育事業というのは、保育園での延長保育事業ですか。

事務局：こちらのページに書かせていただいています延長保育は、現行制度の延長保育事業になりますので、現行制度でいきますと保育所の延長保育を指しています。新制度になりますと、ここに幼稚園型の一時預かりが類似の事業としてあがってくると思います。

委員長：よろしいでしょうか。

邨橋委員：実際にやっていく段階で、考えていただけたらということで、総合的な幼児教育・保育の提供ということで、どなたでも教育を受けられるようにということが、今回の大きな趣旨だったと思います。私立幼稚園で問題になっているのは、待機児が多いところは、市内の子どもで2号認定の子どもがいっぱいになってしまい、市外の子どもが受けられないという状況が生じるのではないかと、ということが問題になっています。私立幼稚園は今まで、広域利用の子どもたちを受け入れていましたが、1号で今までと同じように受け入れてその後働かれると2号認定に変わります。そうすると、2号認定の利用枠からはみだしてしまうので、これは認められないということで、1号で費用が高いまま残らざるを得ないという問題が出てきます。園と保護者の直接契約になりますので、保護者の方が受けたい保育を受けられることを保証します、という前提があるにもかかわらずその問題があるということは、ある程度仕方のないことだと思いますが、門真市のほうから他市のほうに働きかけて、例えば、保護者の方が門真市に住んでいて守口市を受けたい、あるいは、守口市に住んでいて門真市の園を受けたいとなったときには、できるだけそれを受け入れるようにということで、発信をしていただけたらよいと思います。それが、新制度の趣旨かと思います。

教育環境の充実のところですが、子どもたちが自分で考えることによって、よりよい活動がでてきて、よりよい学びになっているということがあります。逆に、先生たちも自分たちで考えて、今自分の目の前にいる子どもたちに、このようなことをしてあげれば、よいのではないかと、そのような柔軟性を支える制度として、これが動いていただきたいと思います。市としては、制度を支える、人数を支える、費用のほうを支えていただき、具体的に教育委員会の担当と話をしながら、各学校でいろいろなことを試せるような、形での動きができるような支え方を、教育環境の充実というところで考えていただけたらと思います。

放課後の児童クラブですが、職員採用で困っています。小さいお子さんがいらっしゃる方、例えば、30代から40代ぐらいの方というのは、小さいお子さんがいらっしゃるので、学校に行っている間働いてという形になります。子どもさんがいらっしゃらない方、すでに手が離れた高齢の方、が中心になってきてしまいます。実際、いろいろな形で動ける人というのは、なかなか採用が難しいです。それと同時に、3年間の契約期間ですので、3年たった段階で契約を更新しませんでしたと、児童クラブの指導員を正職採用していたら、行き場が無くなってしまいうという問題があるので、どうしても非常勤採用となってしまいます。そうすると、時給単価を上げていかないと、なかなか来ていただけないので、そちらのほうもこれから先考えていかないと、放課後クラブも充実ということが難しくなるのではないかと、ということがあります。そちらのほうもご検討

していただきたいと思います。この計画を進めていく段階で、実際に問題になってくる
ところではないかと思しますので、検討いただければと思います。

委員長：以上3点ですが、これについては、この場でできることではないと思しますので、その
都度検討するということよろしいでしょうか。何かありますか。

事務局：今後の検討課題とさせていただきます。

澤田委員：第9回の会議ででている内容ですが、第4章の基本施策6のワーク・ライフ・ balan
スの推進、女性の再就職の支援など企業との連携を強くすることが必要ということで、
意見が出ていてその対応についても記載されています。ここですぐにどうこう、という
のは難しいと思いますが、資料1の64ページ、下から4行目「さらに、次世代育成支援
対策推進法が延長されたことを踏まえ、事業主に対し、産休等の利用等を含めた職場環
境づくりを促すとともに」とあります。促すといっても、できるところと、できないと
ころが企業によってあります。この部分に関しては、促すことと、資金的な問題など
いろいろあるかと思いますが、なぜできないのか、どのようにしたら私たちの思っている
できることに近づけるのかということ、常に研究し検討して欲しいです。こ
この部分が、促すのはできると思いますが、そこから先に進むというのは、企業間によ
って非常に差がでてくると思います。結果、利用できるできないがそこで決められてし
まうようであれば、本来の趣旨から離れるかと思しますので、子育てということだけで
なく、企業への支援の仕方もここに入ってくるかもしれませんが、今一度、そこを検討
していただければと思いますので、よろしくお願いします。

委員長：今、ご指摘いただいたように、企業のほうの理解と協力がなければ施策の方向というの
は考えられないということですので、取り組みを検討する際、可能な限り話題としてだ
していただきたいということです。事務局のほうでもそのような形で、ワーク・ライフ・
バランスのほうを目標にしていますので、検討をして、さらに議題としてよろしく願
いします。

内藤委員：今の話ですが、確かにそうです。促すのは簡単ですが、企業のほうがそのようなこと
を研究する場というのを、積極的につくっていただくということが必要だと思します。
女性の働きやすい職場というのは、活性化しますし、よくなるらしいです。成功してい
る、そのような職場の話の聞いたり、企業のほうで努力していただいて、というのも、
行政のほうからは促すけれども、それ以上のことはなかなかできないということがあり
ますので、女性が働きやすい職場というのは、業績が上がっている部分がありますので、
そのような点でも、行うのは必要かと思しました。

100ページの計画の進行管理のところ、CHECKというところに「子ども・子育て
会議における毎年の点検・評価」というのに今気がついたので、この会議が、その
ようなときに招集されるということですか。

委員長：最初のほうは感想ですね。2つ目の、PDCAのCHECK機能です。毎年、この子ども
・子育て会議を行うということですか、という問いかけですが。

事務局：その通りです。

内藤委員：先ほどの、まだ反映されていないのですが、これに反映するときに、分母など細かく、
実際の数字というのは非常に大事でして、36と3.6では施策の重要性が変わってきます

ので、そこは丁寧に、どんどん増えていますし、昔のようにお父さん、お母さんがいて、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、子どもを育てている家庭ばかりではないので、そうではない家庭がどんどん増えていますので、そのようなどんな家庭であっても、というようにところを踏まえていかないと、これからはどんどん子どもが減っていきますので、そのような意味からも、きちんとした数字が、誰が読んでもわかるように、思い違いや勘違いしないような記載の仕方を、ぜひ丁寧にさせていただかないといけないと思います。その点、よろしくお願いします。

委員長：事務局側でこの内容の表記はまた、検討していただけたと思いますので、ありがとうございました。

久保田委員：64 ページの仕事と子育ての両立のための環境整備についてです。職場環境づくりも大事で、私どもの法人は産休・育休はもちろんありますし、時短勤務も取り入れています。しかしながら、小学1年生の壁というものがあまして、お子さんが小学校一年生になると同時に退職を希望する職員が多いです。というのは、放課後児童クラブは6時までしか開いていません。保育園などは7時まで延長保育がありますが、放課後児童クラブが6時までとなりますと、そこで面倒を見ていただける人がいないからということで、退職につながってしまうのです。もったいないので、非常勤でということで継続をしてもらっていますが、職場環境だけでなく児童クラブの開いている時間なども含め、大きな括りで考えていかないといけないことなのかと感じています。そのようになると、今現在でも児童クラブの指導員の雇用については苦慮しておりますので、指導員の確保というところでまた問題が起きてきてしまうのですが。

委員長：保育所に勤務されているということで、保育士の退職される一つのパターンを示されて、ありがとうございます。先ほど指摘がありましたように、企業も巻き込んだ形での取り組みということが重要であるということです。他はよろしいでしょうか。他にないようでしたら、その他としまして事務局のほうから何かありますか。

【議題2】その他

事務局：その他として、3点あります。1点目は、保育料についてです。1月14日に閣議決定された国の来年度予算における、子ども・子育て支援新制度関連予算におきまして、新制度における国が定める利用者負担額の上限額について、幼児教育無償化に向けた取り組みとして、低所得者世帯への軽減が図られることになりました。これに伴い、前回の会議でお示しし、決定しました本市の利用者負担額のうち、1号認定の利用者負担額を変更する必要があり、具体的な変更内容を検討しています。

2点目です。本日チラシを配布しています。新制度に関する、保護者の方向けの説明会を来週に予定しています。説明会については、北部と南部で3回ずつ、計6回実施します。時間帯は、平日の午前中と夜、日曜日の日中で、各回定員は100名です。当日の説明内容としては、制度全般の説明と新制度での保護者負担について予定をしています。

3点目、今後の予定です。計画の素案については、内部の策定委員会を経たうえで、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントは、1月27日火曜日から2月16

日月曜日の3週間で実施する予定です。結果については、次回の会議で報告させていただきますが、パブリックコメントの意見で再度検討が必要になった場合は、この会議に諮らせていただくこともあります。次回の会議が、今年度最後となりますが、2月25日水曜日午後2時からを予定しています。案件は、パブリックコメントの報告と合わせまして、27年度の教育・保育の利用定義の設定と、小規模保育の認可について審議をいただく予定としていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長：ありがとうございました。今、3点説明がありました。最初の保育料の取り組みが、次年度の大綱が発表されて、その流れの中で新制度に向けてこのような形でという説明として、保育料の軽減等を、もう少し詳しく各委員の皆さんに説明していただけるとありがたいと思います。

事務局：保育料に関して、詳細を説明させていただきます。保育料の変更に関わる具体的な検討内容については、先ほど説明があったとおり、国の平成27年度予算編成における、幼児教育無償化に向けた取り組みとして、低所得者世帯への軽減が図られることになり、幼稚園就園奨励費補助にかかる市町村民税非課税世帯について、保護者負担額を月額9,100円から3,000円引き下げ措置が最終予算折衝において急遽示されました。この引き下げ措置の実施については、新制度にかかる1号認定の上限額にも反映されることから、本市の1号認定の利用者負担額のうち、市町村民税非課税世帯の額を変更する必要が生じています。本市の1号認定の利用者負担額は、市町村民税非課税世帯について、まったくの非課税世帯と均等割課税のみが課せられている世帯とに分け、それぞれ第二階層こちらは0円、第三階層こちらは5,300円、としています。具体的には、この5,300円と規定している第三階層の利用者負担額を変更する必要があるものと考えています。具体的な額の見直しについては、国の考え方をもとに、価格の精査を行うとともに、近隣各市の動向も踏まえつつ、検討しているところであります。検討内容、国の方向性については以上です。

委員長：現在、整理中ということで、時間も厳しいと思いますし、今後、事務局側のほうで無償化等に関する取り組みがあるということで、よろしいでしょうか。その他のところで3つありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

事務局：その他の1番目の、利用料金について、前回の会議でご了承いただいた中で、今回変更がでてきたということですが、前回の考え方について了承をいただいたということで、金額については事務局のほうで調整していくこととなりますが、できたら、今後は委員長への報告・相談を経て、会議の了解とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長：方向性などが出たときに、また、皆さんを招集ということではなく、私と副委員長に預けていただくということで、よろしいでしょうか。

郵橋委員：決定したことは、次の会議のときにいくらになります、という形ででるということですか。

事務局：当然、内容に関しては報告させていただきますが、子ども・子育て会議の意見を踏まえることとなりますので、案の段階で会議の了承を、委員長のほうに預けていただければ、ということです。

邨橋委員：前回のときに、国基準の3歳、4歳、5歳の保育料を説明されていましたが、そこを十分踏まえたうえで検討されるということで、お願いしたいと思います。近隣の市が、現在の保育料をそのまま27年度にスライドさせるという形で、門真市だけが保育料を上げるのは難しいのはわかりますが、現実に大阪府間の他の市でも、2号認定の保育料を上げているところもありますので、先のこととして保育料の設定を丁寧に見なおしていただくように、前回お願いしたとおりよろしくお願いしたいと思います。

委員長：ありがとうございました。邨橋委員のご意見も踏まえたうえで、事務局側からの提案をこちらのほうで検討したいと思います。ありがとうございました。以上をもちまして、第10回の会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)